

## **[事案 2021-313] 新契約無効請求**

・令和4年7月4日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成24年11月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料払込満了後も死亡保険金額は変わらないと説明されたが、実際は死亡保険金額が減額になる保険であった。
- (2) 入院時に支払われる金額が、説明された金額を下回っている。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、設計書を用いて、払込期間満了後は死亡保険金額が減額になるものの、その分、保険料合計額が安くなっていることや、入院時の保障についての説明を行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。